

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号(別冊 10)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
規次—
則

ページ

- 福岡市下水道事業会計規則の一部改正（第 43 号）…………… 2
- 福岡市交通局における地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づ
き市長が定める職に関する規則の一部改正（第 44 号）…………… 2
- 福岡市立地区体育施設条例施行規則の一部改正（第 45 号）…………… 2
- 福岡市社領スポーツ広場条例施行規則の一部改正（第 46 号）…………… 3

規

則

福岡市下水道事業会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第43号

福岡市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

福岡市下水道事業会計規則（昭和61年福岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。
第10条第 3 項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市交通局における地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第44号

福岡市交通局における地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

福岡市交通局における地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和49年福岡市規則第131号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 号アを削り、同号イ中「営業部駅務サービス課」を「運輸部駅務管理課」に改め、同号イを同号アとし、同号ウ中「施設部」を「施設車両部」に改め、同号ウを同号イとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市立地区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第45号

福岡市立地区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立地区体育施設条例施行規則（平成15年福岡市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第19条中「による利用に関し必要な事項については、福岡市民体育館条例施行規則（平成15年福岡市規則第24号）第16条から第21条までの規定を準用する」を「（以下「ＩＣカード」という。）は、次に掲げる場合に利用することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 自動券売機又は窓口を利用して地区体育施設利用券又は駐車場に係る利用券に引き換えるとき。
- (2) 精算機を利用して第11条に規定する使用料（個人利用に係る使用料に限る。）を精算するとき。

第19条に次の3項を加える。

- 2 ICカードは、利用可能金額の残額が、引き換えようとする地区体育施設利用券又は駐車場に係る利用券に係る使用料の額又は精算しようとする使用料の額に満たないときは、現金と併せて利用することができる。
- 3 ICカードは、福岡市民体育館条例（昭和47年福岡市条例第46号）に定める体育館及び福岡市もち体育館条例（平成18年福岡市条例第62号）に定める体育館においても利用することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、ICカードによる利用に関し必要な事項については、福岡市民体育館条例施行規則（平成15年福岡市規則第24号）第17条から第21条までの規定を準用する。

別表第5 福岡市立中央体育館専用駐車場の項の次に次のように加える。

福岡市立城南体育館専用駐車場	福岡市城南区別府六丁目
----------------	-------------

別表第6中「以下」を「以内」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市社領スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第46号

福岡市社領スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市社領スポーツ広場条例施行規則（平成17年福岡市規則第177号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1号を加える。

- (3) 照明施設を利用しなかったとき 照明施設に係る使用料の全額

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

